

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 計画期間内に男性社員の育児休業取得率を30%以上にすること。

<対策>

- ・令和5年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討
(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施
- ・令和6年4月～ 育児休暇・育児休業・産後パパ育休に関する説明会を実施

目標2 小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- ・令和5年4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- ・令和6年4月～ 部門長、組合に対する制度改定内容の説明
- ・令和6年8月～ 制度導入、従業員への周知

目標3 妊娠中の女性従業員の出勤・退勤時の苦痛を緩和し、健康を確保するため、希望者の短時間勤務を制度として導入する。

<対策>

- ・令和5年4月～ 妊娠中の女性従業員の短時間勤務制度の内容検討
- ・令和6年4月～ 部門長、組合に対する制度改定内容の説明
- ・令和6年8月～ 妊娠中の女性従業員の短時間勤務制度の導入、従業員への周知